

第四次長野市スポーツ推進計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「第四次長野市スポーツ推進計画策定支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2 第五次長野市総合計画後期基本計画の個別計画として令和4年4月に策定した、「第三次長野市スポーツ推進計画」の計画期間が令和8年度で終了することから、令和9年度以降の長野市におけるスポーツ推進の指針及び具体的な行動計画を示す「第四次長野市スポーツ推進計画」を策定する。

【業務内容】

- (1) 打ち合わせの実施
- (2) 社会潮流および関連計画の整理
- (3) 長野市のスポーツを取り巻く基礎データの整理（基礎調査）
- (4) 現行計画および現行ビジョンの評価検証
- (5) 長野市スポーツ推進審議会および市内検討委員会の運営支援
- (6) 計画策定支援

(契約の概要)

第3 契約の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務等の名称 第四次長野市スポーツ推進計画策定支援業務

(2) 業務等の目的

本業務は、第三次長野市スポーツ推進計画の実施状況および成果から見えた課題や、社会情勢や長野市の現況に照らした新たな視点、市民意見等を踏まえ、第四次長野市スポーツ推進計画を策定し、長野市における今後のスポーツ推進の方向性や施策の決定を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「第四次長野市スポーツ推進計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 事業費の上限額 4,800,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(プロポーザル方式を採用する理由及び選定方式)

第4 当該業務は、第四次長野市スポーツ推進計画を策定し、長野市における今後のスポーツ推進の方向性や施策の決定を行うものである。業務に当たっては、地域課題の解決や経済の活性化に資する、より中長期的かつ戦略的な計画を策定するため、次期長野市総合計画等の上位・関連計画や関係法令等と整合性を保ちなが

ら、社会情勢や国や県の政策、長野市の現況・課題など多方面に関する情報や数値を収集、分析する必要がある。

特に本計画においては、運動部活動の地域展開、オリンピック関連を含むスポーツ施設の長寿命化や利活用など、多くの新たな視点を検討する必要があること、別々に策定している長野市スポーツ推進計画とホームタウンNAGANOまちづくり連携推進ビジョンの統一を考えていることから、従来の計画策定以上に効率的かつ効果的な手法や知見が求められる。

以上のことから、価格のみによって事業者を選定する競争入札は適さず、計画策定に関わる専門的知識や経験、的確な業務の履行体制等を有する事業者から、事業の実施内容や方法に関する提案を受けた上で契約する必要があることから、プロポーザル方式を採用する。

- 2 選定方式は、第四次長野市スポーツ推進計画策定に関する提案を広く求め、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

(実施スケジュール)

第5 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年4月22日(水) |
| (2) 質疑の受付 | 令和8年4月30日(木) 正午まで |
| (3) 質疑への回答 | 令和8年4月30日(木) 午後5時頃まで |
| (4) 参加申請書の受付 | 令和8年5月1日(金) 午後5時まで |
| (5) 参加者の資格審査及び結果通知 | 令和8年5月8日(金) |
| (6) 企画提案書の受付 | 令和8年5月15日(金) 午後5時まで |
| (7) 書類審査の実施 | 令和8年5月22日(金) までに実施 |
| (8) 審査結果通知 | 決定後速やかに通知 |
| (9) 契約締結 | 令和8年5月下旬以降(予定) |

- 2 前項のスケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

(提案者に求められる資格要件)

第6 本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 長野市建設工事等(物品・製造等)競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準(昭和60年5月1日制定)及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準(平成18年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の

申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。
- (6) 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい能力を備えていること。

（質疑及び回答）

第7 質疑及び回答は次のとおりとする。説明会を開催しないことから、疑問点等はこれをもって問い合わせること。

(1) 受付方法

実施要領に関する質疑は様式5-1、仕様書に関する質疑は様式5-2を電子メールに添付し、「第17 事務局」に記載されたメールアドレス宛に送信した上で、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期限

令和8年4月22日（水）から令和8年4月30日（木）正午まで

(3) 回答方法

質問者が特定されないようにした上で、「第15 事務局」に記載されたホームページで公表する。

(4) 回答日

随時、速やかに回答するが、令和8年4月30日（木）正午までに受け付けたものは、令和8年4月30日（木）午後5時頃までに回答する。

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

ウ 電子メールの件名は「第四次長野市スポーツ推進計画策定支援業務委託に関する質問」とすること。

（参加申請書の提出）

第8 参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 参加申請書（様式1）

イ 事業所概要調書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 定款（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

オ 登記簿又は履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

- カ 市税の未納がないことを証明する書類（写し可）
- キ 法人については、直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（又はこれらに類する書類）

(2) 提出期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月1日（金）午後5時まで
（土日、祝日を除く。）

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出場所 「第17 事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送より提出すること。ただし、郵送の場合においては、長野市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) その他

指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けない。

（参加資格の審査及び結果通知）

第9 参加申請書を提出した者には、資格要件のすべてを満たしているか否かを審査し、令和8年5月8日（金）までに参加申請書（様式1）に記載されたメールアドレス宛てに審査結果等を電子メールで回答する。

（企画提案書の作成要領）

第10 企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 様式等の形式

- ア サイズ A4判用紙（縦横は問わない。）
- イ 文字方向 横書き（図表等に含まれる文字を除く。）
- ウ 印刷方法 両面、左綴じ、カラー印刷
- エ 文字ポイント 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く。）
- オ ページ番号 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと
- カ ページ数 任意とするが、書類審査時間に配慮すること（概ね30分程度で読めるボリュームとする。）
- キ その他 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない

(2) 体裁

ア 表紙

(ア) 題名（「第四次長野市スポーツ推進計画策定支援業務委託企画提案書」）を記載

(イ) 作成年月日（令和8年__月__日）を記載

(ウ) 法人名称（共同企業体の場合は、代表者の法人名称）を記載すること

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと

ウ 製本方法

表紙、目次、企画提案内容を1部ごとに一冊のファイルに綴じること

(3) 企画提案書に記載すべき内容

別表1に記載の提案項目、及び仕様書に記載の業務内容について記載すること

(4) その他

ア 1事業者が複数の提案をすることは認めない。

イ 作成要領に従っていない場合は、失格とする。

(企画提案書の提出)

第11 企画提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出部数

ア 企画提案書（正本） 1部

イ 企画提案書（副本） 9部

ウ 電子データ（ファイル形式：PDF）

(2) 提出方法

ア、イは持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、長野市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

ウは、電子メールで提出する。ただし、ファイル容量が5MBを超える場合は、「長野市ファイルスペース」（ファイル転送サービス）を利用するので事務局へ連絡すること。

(3) 提出期間

令和8年5月15日（金）午後5時まで

(4) 提出場所 「第17 事務局」と同じ。

(5) その他

ア 1事業者が複数の提案をすることは認めない。

イ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

ウ 第10の作成要領に従っていない場合は、失格とする。

(提案内容の審査及び結果通知)

第12 提案内容の審査及び結果通知

(1) 提出された企画提案書に対して、書面での審査を実施する。

ア 実施日時 令和8年5月18日（月）～5月22日（金）（いずれか1日予定）

イ 実施方法 書類審査（必要に応じて、電話等で補足説明及び質疑応答の実施を求める。）

(2) 企画提案書を基に「第四次長野市スポーツ推進計画策定支援業務委託事業者選定委員会」において審査し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を委託候補者として選定する。

なお、配点は別表2のとおりとする。

(3) 選定結果は、各提案者に対して、別途書面により速やかに通知するとともに、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

- (1) 事業名
- (2) 優先交渉権者の名称
- (3) 全提案事業者の審査項目別評価点 ※合計得点順

(仕様の協議及び見積)

第13 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、長野市と受託者が協議のうえ決定する。
- (4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 長野市は、契約締結後においても受託者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(提出書類の取扱い)

第14 本プロポーザルの実施に当たり、提案者が長野市へ提出する書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(情報公開)

第15 提案者が長野市へ提出した書類、選定経過及び結果等に関する情報公開については、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）に基づき取扱うものとする。

(その他)

第16 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担

とする。

- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届を第17の事務局へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 第6の「提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした者
 - ウ 実施要領等で示された各条件に適合しない書類の提出をした者
 - エ 企画提案書において、第3の「契約の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者
 - オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(事務局)

第17 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市スポーツ部スポーツ課（長野市役所第二庁舎3階）

担当者：金沢、市川

電話：026-224-7804（直通）

F A X：026-224-7351

E-mail：sports-c@city.nagano.lg.jp

別表1 提案項目

提案項目	記載内容
1 基本方針	本業務の目的及び長野市の現状と課題等を踏まえ、提案の考え方、提案の概要等を記載してください。
2 業務経験及び業務実績	本業務と類似する業務についての経験・実績や当該業務でのノウハウ、取組等を記載してください。
3 提案内容	仕様書の「5 業務の内容」について、記載してください。
4 実施体制	本業務の実施体制（人員配置、役割分担等）
5 概算費用	事業費の上限額の範囲内で主な項目の内容（概算）を明示してください。

別表2 提案内容の評価基準

提案項目	非常に 優れている	優れている	標準的	やや劣る	劣る
1 基本方針	10	7	5	3	1
2 業務経験及び業務実績	20	15	10	5	1
3 提案内容	50	35	25	15	1
4 実施体制	15	10	7	5	1
5 概算費用	5	4	3	2	1